

静岡労働局 発表
令和6年1月29日

【照会先】
静岡労働局 労働基準部 監督課
監督課長 松本 政浩
主任監察監督官 内藤 匡樹
電話 054(254)6352

自動車運転者を使用する事業場に対する 令和4年の監督指導等の状況を公表します

～監督指導を行った事業場の約92%で労働基準関係法令違反～

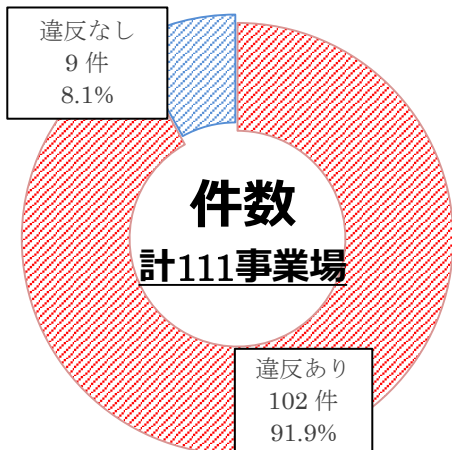
静岡労働局（局長 ^{さきまさみつ} 笹正光）では、このたび、県下7労働基準監督署が令和4年にトラック、バス、タクシーなどの自動車運転者を使用する事業場に対して行った監督指導の状況等を取りまとめましたので、公表します。（別紙参照）。

【ポイント】

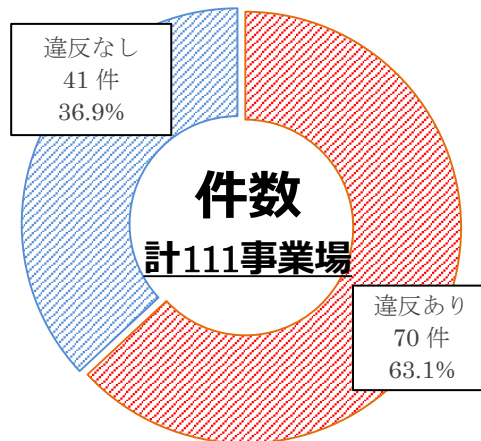
- 監督指導を実施した事業場は111事業場。
このうち、労働基準関係法令違反が認められたのは、102事業場。
また、改善基準告示違反が認められたものは、70事業場。
- 主な労働基準関係法令違反事項は、
 - ①労働時間 (61.3%)
 - ②割増賃金 (26.1%)
 - ③労働時間の状況把握 (16.2%)
- 主な改善基準告示（※）違反事項は、
 - ①最大拘束時間 (45.9%)
 - ①連続運転時間 (45.9%)
 - ③総拘束時間 (40.5%)
 - ③休息期間 (40.5%)

※ 改善基準告示：「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（厚生労働大臣告示）
自動車運転者について、労働条件の向上を図るため、拘束時間の上限、
休息期間等についての基準を定めたもの。

労働基準関係法令違反



改善基準告示違反



自動車運転者を使用する事業場に対する 監督指導等の状況（令和4年）

1 監督指導の状況

(1) 業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数及び主な違反事項は、以下のとおりであった。

※ 表中の（ ）内は、監督実施事業場数に対する違反率。以下同じ。

| 事項 業種 | 監督実施 事業場数 | 労働基準関 係法令違反 事業場数 | 主な違反事項 | | |
|---------------|--------------|------------------------|---------------|---------------|---------------|
| | | | 労働時間 | 労働時間の 状況把握 | 割増賃金 |
| トラック | 88 | 80 (90.9%) | 59 (67.0%) | 10 (11.4%) | 21 (23.9%) |
| バス | 2 | 2 (100%) | 0 (0%) | 1 (50.0%) | 0 (0%) |
| ハイヤー・ タクシー | 3 | 3 (100%) | 1 (33.3%) | 1 (33.3%) | 1 (33.3%) |
| その他 | 18 | 17 (94.4%) | 8 (44.4%) | 6 (33.3%) | 7 (38.9%) |
| 合計 | 111 | 102 (91.9%) | 68 (61.3%) | 18 (16.2%) | 29 (26.1%) |

(注1) 「その他」欄は、トラック、バス及びハイヤー・タクシー以外の業種で自動車運転者を使用する事業場（自社で製造した製品を運搬するトラック運転者を使用する製造業の事業場、建設現場で使用する資材等を運搬するトラック運転者を使用する建設業の事業場など）。以下同じ。

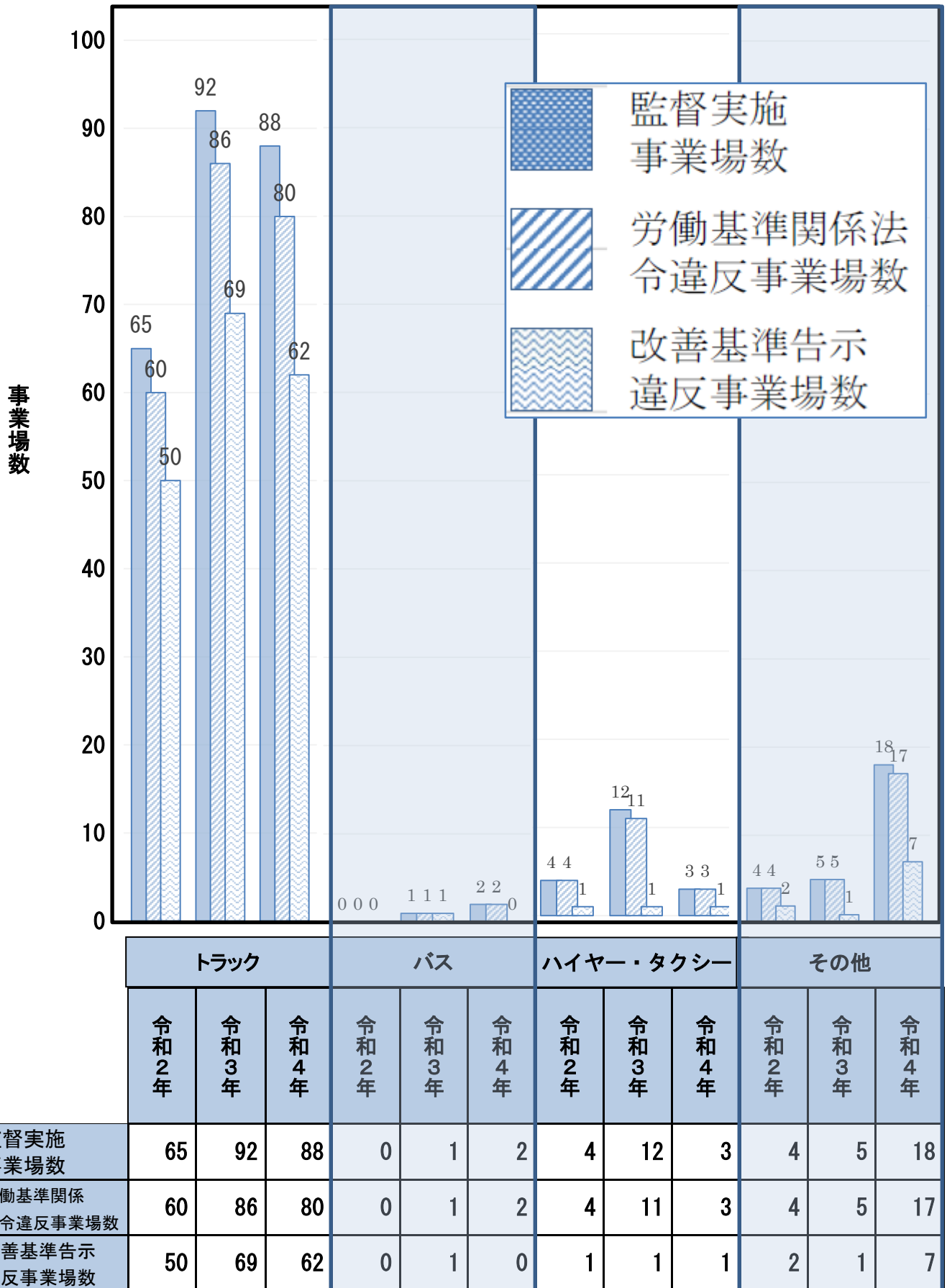
(注2) 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。以下同じ。

(2) 業種ごとの改善基準告示違反事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

| 事項 業種 | 監督実施 事業場数 | 改善基準 告示違反 事業場数 | 主な違反事項 | | | | |
|---------------|--------------|----------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | | | 総拘束 時間 | 最大拘束 時間 | 休息期間 | 最大運転 時間 | 連続運転 時間 |
| トラック | 88 | 62 (70.5%) | 41 (46.6%) | 48 (54.5%) | 42 (47.7%) | 39 (44.3%) | 44 (50.0%) |
| バス | 2 | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) |
| ハイヤー・ タクシー | 3 | 1 (33.3%) | 1 (33.3%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) |
| その他 | 18 | 7 (38.9%) | 3 (16.7%) | 3 (16.7%) | 3 (16.7%) | 2 (11.1%) | 7 (38.9%) |
| 合計 | 111 | 70 (63.1%) | 45 (40.5%) | 51 (45.9%) | 45 (40.5%) | 41 (36.9%) | 51 (45.9%) |

(注) 総拘束時間：1か月又は1週当たりの拘束時間、最大拘束時間：1日あたりの拘束時間、休息期間：勤務と次の勤務の間の時間、最大運転時間：1日及び1週当たりの運転時間、連続運転時間：1回当たりの運転時間

(3) 令和2年から令和4年までの3年間における業種ごとの監督実施事業場、労働基準関係法令違反事業場、労働基準関係法令違反の事業場及び改善基準告示違反の事業場数は、次のとおりであった。



2 全国との比較（令和4年 監督指導状況）

| 業種 | 監督実施 事業場数 | | 労働基準関係法令 違反事業場数 | | 改善基準告示 違反事業場数 | |
|---------------|--------------|-------|--------------------|------------------|------------------|------------------|
| | 静岡 | 全国 | 静岡 | 全国 | 静岡 | 全国 |
| トラック | 88 | 3,079 | 80 (90.9%) | 2,549 (82.8%) | 62 (70.5%) | 1,790 (58.1%) |
| バス | 2 | 123 | 2 (100%) | 94 (76.4%) | 0 (0%) | 50 (40.7%) |
| ハイヤー・ タクシー | 3 | 271 | 3 (100%) | 239 (88.2%) | 1 (33.3%) | 82 (30.3%) |
| その他 | 18 | 312 | 17 (94.4%) | 260 (83.3%) | 7 (38.9%) | 115 (36.9%) |
| 合計 | 111 | 3,785 | 102 (91.9%) | 3,142 (83.0%) | 70 (63.1%) | 2,037 (53.8%) |

3 国土交通省地方運輸機関との連携

自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働条件の改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が、その監督等の結果（改善基準告示違反等）を相互に通報している。

【相互通報制度の実施状況（過去3年間）】

| 事項 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 |
|-----------------------|------|------|------|
| 労働基準監督機関から 通報した件数 | 15 | 16 | 18 |
| 労働基準監督機関が 通報を受けた件数 | 15 | 28 | 17 |

発着荷主等に対する要請の取組

1 荷主特別対策チームについて（令和4年12月23日編成）

【編成の目的】

- ・ 道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあり、過労死等の労災支給決定件数が最も多い業種であることから、トラック運転者の方の長時間労働の是正等の働き方改革を一層積極的に進める必要があります。
- ・ しかしながら、長時間労働の要因には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあるため、「荷主特別対策チーム」が、発着荷主等に対して要請と働きかけを行うこととしました。

【荷主特別対策チームの概要】

- **トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有するメンバーで編成されています**
「荷主特別対策チーム」は、都道府県労働局に新たに任命する荷主特別対策担当官を中心に、トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有する都道府県労働局・労働基準監督署のメンバーにより編成しています。
- **労働基準監督署が発着荷主等に対して要請します**
労働基準監督署が、発着荷主等に対し、①長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、②運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力すること、などを要請します。
- **都道府県労働局が長時間の荷待ちなどの改善等に向け発着荷主等に働きかけます**
都道府県労働局のメンバーが、労働基準監督署から要請された事項に発着荷主等が積極的に取り組めるよう、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等のアドバイスを行います。
- **長時間の荷待ちに関する情報を収集します**
厚生労働省ホームページに、「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」（※）を新設し、発着荷主等が長時間の荷待ちを発生させていると疑われる事案などの情報を収集し、その情報を基に、労働基準監督署が要請等を行います。



※URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki.jun/nimachi.html

2 発着荷主等による長時間の荷待ちに対する取組

| | 令和4年12月～令和5年6月 |
|---------------------------------|----------------|
| 「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」に寄せられた情報の件数 | 252 |
| 発着荷主等に対する要請を実施した事業場数 | 5,471 |



STOP! 長時間の荷待ち

- 長時間の恒常的な荷待ちは、
自動車運転者の長時間労働の要因
となります。
- 物流を支える自動車運転者の健康のためにも
長時間の荷待ちの改善に向けて
ご理解とご協力をお願いします。
- トラック運送事業者とも相談し、
ぜひ**前向きに検討をお願いします。**



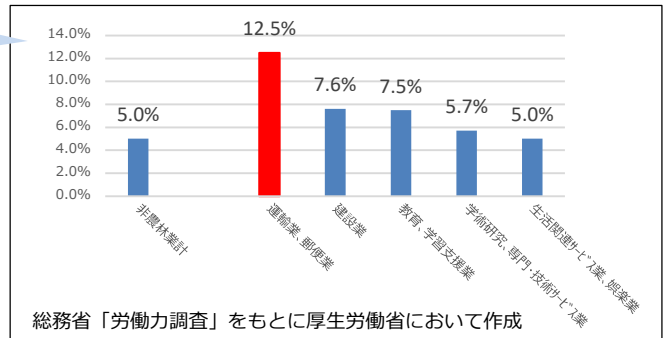
道路貨物運送業の実態

⚠ 他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多

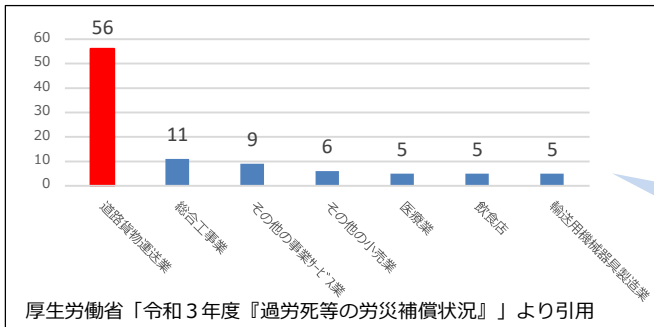
道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあります

月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合※（上位業種）

※ 雇用者のうち、休業者を除いた者の総数に占める割合



脳・心臓疾患の支給決定件数（上位業種）



過労死等の労災支給決定件数も最も多い業種です

このような状況もあって、改善基準告示※が定められており道路貨物運送業はこれを遵守しなければなりません

※自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）
トラック運転者の拘束時間などを定めたもの。



しかし、長時間労働の要因には昔からの取引慣行など事業主の努力だけでは見直しが困難なものもあります

社会インフラである「物流」の現状

⚠ このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難



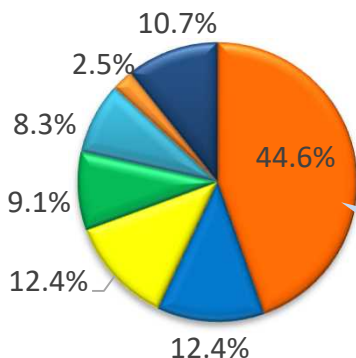
国民生活や経済活動に不可欠な社会インフラである「物流」

担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の発生などにより危機的状況との指摘もあります



国土交通省による「働きかけ」等における違反原因行為の割合（R4.11.30時点）

- 長時間の荷待ち
- 依頼になかった附帯業務
- 過積載
- 拘束時間超過
- 無理な配送依頼
- 異常気象
- その他



国土交通省は違反原因行為※が疑われる荷主に「働きかけ」等を行っています

※ 貨物自動車運送事業法等の違反の原因となるおそれのある行為

「働きかけ」の中で荷主都合による長時間の荷待ちが約半数を占めています

1 長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、**長時間の荷待ちを発生させないよう努めましょう。**

取り組み例

- ・納品時間の指定を柔軟にする
- ・納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる



「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」
(厚生労働省・国土交通省・公益社団法人
全日本トラック協会 (2019/08))

改善した現場の声



荷待ち車両がいなくなって、敷地が有効活用できるようになり、近隣住民の方からの苦情もなくなりました。



荷待ち時間解消のため出荷順に合わせた荷置きを行ったらピッキング作業などが減り、自社の積込み時間が削減できました。

構内のリフトマンや荷受け作業員の作業の平準化につながりました。おかげで、ミスも減りました。



注文からお届けまでの期間に余裕を持たせることで、安定した物流サービスを受けることができますね。



2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

発注担当者にも改善基準告示を知ってもらい、**トラック運転者が告示を守れる着時刻などを設定しましょう。**
また、改善基準告示に違反して**安全な運転を確保できないような発注を行うことはやめましょう。**



改善基準告示の内容は、最寄りの労働基準監督署や裏面の労働時間管理適正化指導員へお問い合わせください。

3 事前通知のない荷役作業の依頼はやめましょう

トラック運転者に**事前通知なく荷役作業を行わせてはいけません。**
労働災害防止のため、トラック運転者に**荷役作業をお願いする場合でも、事前によく相談して決めましょう。**



「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」

「荷主」って誰のこと？



当社は商品を受け取るだけなので関係ないですね。

荷物の受け取り先



大きい会社のことかな。うちは小さいから関係ないはずね。

中小企業



いえいえ。
荷主というのは、荷物の出し手である**発荷主**だけではなく、荷物の受け取り手である**着荷主**も該当します。また、**会社の規模**なども関係ありません。皆さんの行動も、トラックドライバーの方の長時間労働の削減のためにととても大切です。

お問い合わせ

荷待ち時間の見直しに当たっては、都道府県労働局労働基準部監督課の「労働時間管理適正化指導員」にご相談ください。ご希望があれば、個別に訪問して、取組事例やメリットなどをご説明いたします。

| 労働局 | 電話番号 | 労働局 | 電話番号 | 労働局 | 電話番号 |
|-----|--------------|-----|--------------|-----|--------------|
| 北海道 | 011-709-2057 | 石川 | 076-265-4423 | 岡山 | 086-225-2015 |
| 青森 | 017-734-4112 | 福井 | 0776-22-2652 | 広島 | 082-221-9242 |
| 岩手 | 019-604-3006 | 山梨 | 055-225-2853 | 山口 | 083-995-0370 |
| 宮城 | 022-299-8838 | 長野 | 026-223-0553 | 徳島 | 088-652-9163 |
| 秋田 | 018-862-6682 | 岐阜 | 058-245-8102 | 香川 | 087-811-8918 |
| 山形 | 023-624-8222 | 静岡 | 054-254-6352 | 愛媛 | 089-935-5203 |
| 福島 | 024-536-4602 | 愛知 | 052-972-0253 | 高知 | 088-885-6022 |
| 茨城 | 029-224-6214 | 三重 | 059-226-2106 | 福岡 | 092-411-4862 |
| 栃木 | 028-634-9115 | 滋賀 | 077-522-6649 | 佐賀 | 0952-32-7169 |
| 群馬 | 027-896-4735 | 京都 | 075-241-3214 | 長崎 | 095-801-0030 |
| 埼玉 | 048-600-6204 | 大阪 | 06-6949-6490 | 熊本 | 096-355-3181 |
| 千葉 | 043-221-2304 | 兵庫 | 078-367-9151 | 大分 | 097-536-3212 |
| 東京 | 03-3512-1612 | 奈良 | 0742-32-0204 | 宮崎 | 0985-38-8834 |
| 神奈川 | 045-211-7351 | 和歌山 | 073-488-1150 | 鹿児島 | 099-223-8277 |
| 新潟 | 025-288-3503 | 鳥取 | 0857-29-1703 | 沖縄 | 098-868-4303 |
| 富山 | 076-432-2730 | 島根 | 0852-31-1156 | | |